

寒川町告示第 129 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 12 月 28 日

寒川町長 木 村 俊 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
茅ヶ崎都市計画 用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
寒川町田端地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高座郡寒川町宮山 165 番地
寒川町都市建設部都市計画課